

新城工場 CSRレポート

新城工場 事業内容: 乗用車用タイヤ製造
敷地面積: 221,000m²
従業員数: 753人 (2011年12月末現在)
所在地: 〒441-1343 愛知県新城市野田字古屋敷1番地

新城南工場 事業内容: 乗用車用タイヤ製造
敷地面積: 88,300m²
従業員数: 297人 (2011年12月末現在)
所在地: 〒441-1338 愛知県新城市一鍛田字大入10番24号

相談・苦情などの受付窓口:

業務課 TEL: 0536-22-2251 FAX: 0536-23-0353



新城工場



新城南工場

工場長ご挨拶



野呂 政樹

新城工場は「トップレベルの環境貢献企業」を目指す横浜ゴムの中核工場として、環境に配慮した工場運営に努めています。当工場では環境貢献商品である低燃費タイヤのBluEarthなどを生産する一方、千年の杜活動において工場周囲に自ら育てた苗木を植樹すると共に、地域の要請により約1万4千本の苗木提供や植樹指導をして、地域の方々と環境を保全する活動を行っております。また、工場敷地内に自らの手でピオトープを作り、生物多様性の取り組みもスタートさせたところ。2012年度はさらに進化させ、生物多様性調査を開始し、工場と生物との係り合いを

調査し、保存と共栄を目指し、工場のできることを探りながら進めていきたいと考えています。

工場が所在する新城市とも環境保全協定を結び、工場排水の水質検査、騒音測定などを実施し、地域の一員として生活環境に配慮しております。2011年7月には、新たに防災協力事業所に登録し、万一大きな災害が発生した時には工場敷地に避難所を開設し、人的協力や工場施設の提供をすることになりました。これからも、地域社会の一員として、地域に貢献していく所存です。

また、近隣の小・中・高校生の皆さんなどに広く工場を公開し、さらに、地域の区長の方々と懇談会を通じて、工場の取り組みを紹介したり、さまざまな意見をいただくことで、地域に根ざした工場運営を行っております。

環境経営の推進

環境マネジメント

2011年3月にISO14001更新審査を受審。また、2011年10月にはISO14001内部監査を56人の内部監査員により実施しました。

横浜ゴム株式会社 新城工場 環境方針

新城工場は、「トップレベルの環境貢献企業」を目指す
横浜ゴム株式会社の中核工場として、その先駆けとなります。

- (1) 心と技術をこめたモノづくりにより、幸せと豊かさに貢献し、先手管理により「環境公害の予防」と「環境を保全する改善」を継続的に実践します。
- (2) 新城工場を構成するすべての部門・関連企業は、自ら定めた環境マネジメントシステムに従い、仕組みを作り、維持し、環境経営の持続的向上を実践します。
- (3) 関連する法令・条例・協定・契約等を遵守し、全ての関係者の皆様とのコミュニケーションを深め、地域貢献と社会貢献に取り組みます。
- (4) エネルギー・原材料・水等の限りある地球資源を守るため、そのムダ使用を防止する行動を実践し、3R(*)を推進し、低炭素社会・循環型社会の実現に貢献します。
- (5) 本方針を具現化するため、環境目的・目標を設定し、計画的に実行し、結果の見える化により確実な推進をします。また、方針・目的・目標は定期的に見直すとともに、必要に応じて改定します。
- (6) 水豊かな豊川水系にある新城地域の生き物を大切に、生物多様性の保全に努めます。
- (7) 《山の湊》新城市の恵まれた自然と調和・融合し、「YOKOHAMA千年の杜」活動を通じ、育樹活動と植樹指導、苗木提供により、地域貢献と自然と人の共生を目指します。
- (8) 新城工場で働く全ての人々が、本方針を理解し行動できるよう教育と啓発を行い周知徹底します。
- (9) 本方針は公開します。

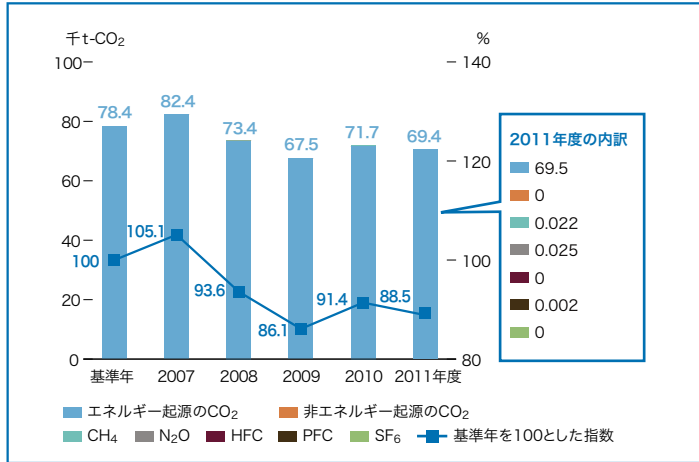
2012年1月1日
横浜ゴム株式会社 新城工場
工場長 野呂 政樹



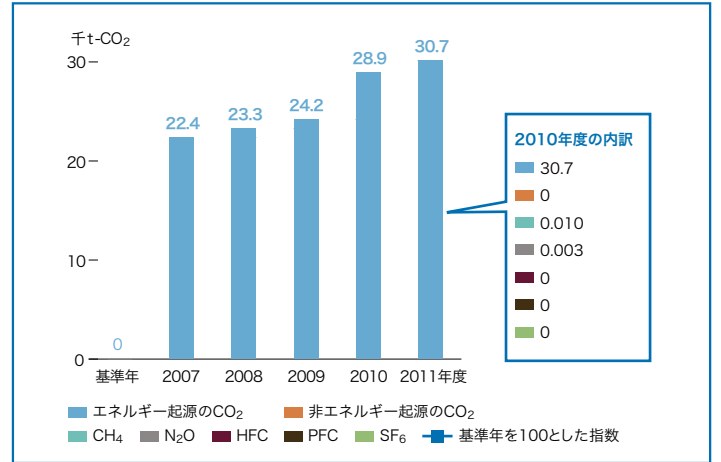
環境データ&解説

■温室効果ガス排出量の削減

新城工場



新城南工場

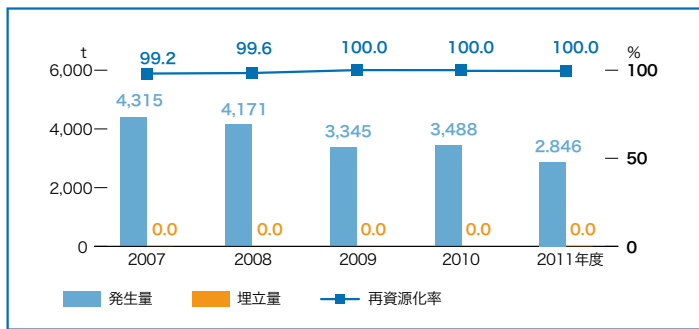


※基準年:1990年を原則としています。京都議定書に準じてHFC、PFC、SF₆は1995年としています。
 ※温室効果ガス(GHG)の算定方法:環境省・経済産業省発行の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に準拠しています。
 なお、2009年度の電力購入からのGHG算定は、環境大臣公表の契約電力会社別実排出係数を使用しています。
 ※2011年度は決算期が4-12月となりましたので、2011年1-3月データを重複させて1-12月で集計しています。

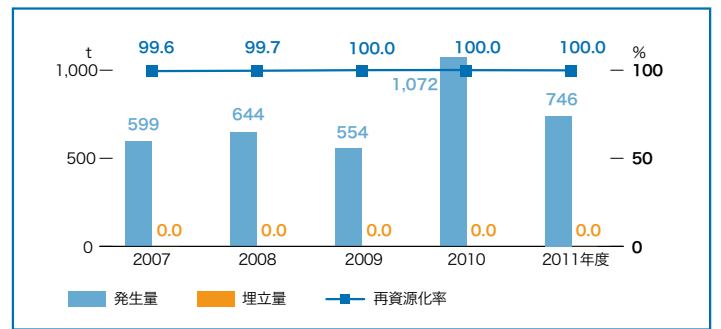
■資源の有効活用/廃棄物の削減

・廃棄物データ

新城工場



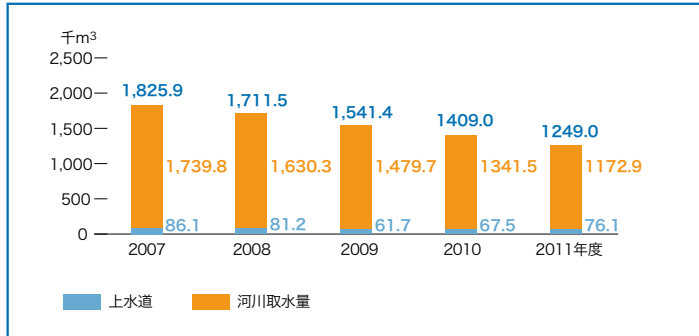
新城南工場



・水使用量

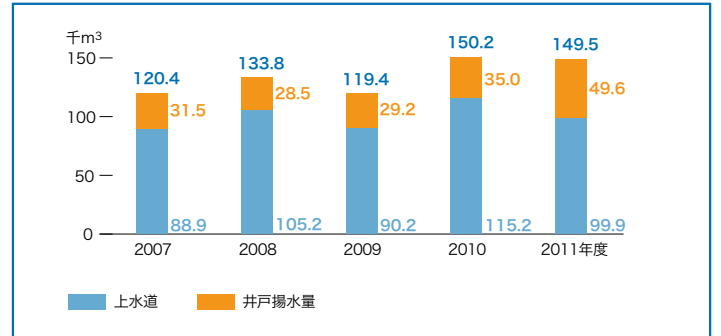
新城工場: 上水道および豊川と豊川支流野田川より工業用水として取水しています。

新城工場



新城南工場: 上水道および井戸水を工場用水として取水しています。

新城南工場



■水・大気・土壌への排出対策

・水質汚濁にかかわるデータ

新城工場：月2回20項目を愛知県、新城市の条例・協定に基づき、自主規制値を設定し、その範囲内で監視をしています。

新城工場

排水口	項目	規制値	自主管理値	2011年度実績		
				平均値	最大値	最小値
No.1排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.4	7.9	7.2
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.7	5.9	1.1
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	3.1	4.8	2.2
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	1.8	4.0	1未満
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
No.2排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.5	7.8	7.0
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.4	6.3	0.8
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.9	5.0	1.8
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	1.3	3.0	1未満
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満

※公害防止協定、愛知県条例に準拠

・排水先

新城工場：月2回の水質検査と油水分離槽の24時間監視のもと、豊川支流野田川に排水しています。2012年度より生物多様性活動に取り組み、工場が生物に及ぼす影響を調査し、豊川流域に生息する動植物の保存と共栄に努めます。

新城南工場：月1回の水質検査と油水分離槽の24時間監視のもと、豊川支流黒田川に排水しています。2012年度より生物多様性活動に取り組み、工場が生物に及ぼす影響を調査し、豊川流域に生息する動植物の保存と共栄に努めます。

・大気汚染物質 (NOx、SOx)

項目	NOx排出量 (t/年)	SOx排出量 (t/年)
新城工場	33	—
新城南工場	9.7	4.6

新城工場

施設名称	項目	規制値	自主管理値	2011年度実績		
				平均値	最大値	最小値
1号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	0	0	0	0
	窒素酸化物濃度 (ppm)	130	100	63	67	58
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.1	0.1	0.001未満	0.001未満	0.001未満
2号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	0	0	0	0
	窒素酸化物濃度 (ppm)	130	100	65	70	59
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.1	0.1	0.001未満	0.001未満	0.001未満
コージェネレーション	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	0	0	0	0
	窒素酸化物濃度 (ppm)	100	80	72	76	68
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.05	0.05	0.004未満	0.01未満	0.001未満
温水ボイラーA	窒素酸化物濃度 (ppm)	150	120	35	38	32
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.1	0.1	0.002	0.002	0.001
温水ボイラーB	窒素酸化物濃度 (ppm)	150	120	36	37	34
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.1	0.1	0.003	0.004	0.001
ディッピングマシン	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.0030未満	0.0030未満	0.0030未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	250	150	19	24	13
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.15	0.1	0.018	0.028	0.002

※大気汚染防止法、愛知県条例、新城市公害防止協定に準拠

・土壌汚染

新城工場：毎年7月と1月の2回地下水を27項目調査し、土壌汚染の有無を確認しています。

新城南工場：月1回20項目を愛知県、新城市の条例・協定に基づき、自主規制値を設定しその範囲内で監視をしています。

新城南工場

排水口	項目	規制値	自主管理値	2011年度実績		
				平均値	最大値	最小値
No.1排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.7	7.9	7.4
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	4.0	5.6	2.5
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	5.9	8.3	4.2
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	1.6	3.0	1未満
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
No.2排水	PH	5.8~8.6	6.5~8.0	7.6	7.8	7.4
	BOD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	4.5	7.1	1.4
	COD濃度 (mg/l)	20	14.0以下	5.8	9.2	2.9
	SS濃度 (mg/l)	20	14.0以下	2.0	1未満	5.0
	油分濃度 (mg/l)	10	5.0以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満

※公害防止協定、愛知県条例に準拠

	排水口	排水先
新城工場	No.1排水、No.2排水	野田川
新城南工場	No.1排水、No.2排水	黒田川

新城南工場

施設名称	項目	規制値	自主管理値	2011年度実績		
				平均値	最大値	最小値
1号高圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.01	0.01	0.01未満
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	72	75	68
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.003	0.003	0.002
2号高圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.02	0.02	0.02
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	76	79	72
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.005	0.008	0.002
3号高圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.045	0.05	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	81	88	73
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.029	0.05	0.008
4号高圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.05	0.05	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	73	84	62
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.01	0.011	0.008
5号高圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.045	0.05	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	78	87	68
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.002	0.002	0.001
6号高圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.04	0.04	0.04
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	73	81	64
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.002	0.003	0.001
1号低圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第二条の規定	0.01	0.01	0.01
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	76	78	73
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.004	0.006	0.002
2号低圧ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.01	0.01	0.01
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	77	79	75
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.25	0.1	0.011	0.012	0.009
4t 1号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.065	0.07	0.06
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	115	120	110
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.3	0.1	0.001	0.001	0.001未満
4t 2号ボイラー	硫黄酸化物排出量 (m³N/h)	第三条の規定	第三条の規定	0.075	0.09	0.06
	窒素酸化物濃度 (ppm)	180	150	110	120	100
	ばいじん濃度 (g/m³N)	0.3	0.1	0.002	0.02	0.001未満

※大気汚染防止法、新城市公害防止協定に準拠、新城市との環境保全協定

化学物質の管理状況についての報告 (PRTR法への対応)

対象物質を6月に愛知県に報告しています。また、使用量の削減と代替品への転換を常に検討しています。

(単位:t/年)

新城工場				安全性影響度評価 III-3				
政令番号	対象化学物質	取引量※1	排出量※2	移動量※3	有害性ランク(人)	換算排出量(人)	有害性ランク(生態系)	換算排出量(生態系)
80	キシレン	2.372	2.372	0.058	B	237.2	C	23.7
86	クレソール	7.651	0.000	0.023	B	0.0	C	0.0
88	六価クロム化合物	0.106	0.000	0.000	A	0.0	記載なし	0.0
132	コバルト及びその化合物	13.925	0.000	0.220	A	0.0	記載なし	0.0
154	シクロヘキシルアミン	0.210	0.210	0.000	B	21.0	記載なし	0.0
155	N(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	63.388	0.000	0.246	D	0.0	B	0.0
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	35.895	0.000	0.116	D	0.0	B	0.0
205	1,3-ジフェニルグアニジン	112.549	0.000	0.278	A	0.0	C	0.0
230	N-(1,3-ジメチルピペリジン)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	1,424.669	0.000	4.165	D	0.0	B	0.0
258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	50.754	0.000	0.210	記載なし	0.0	記載なし	0.0
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	0.900	0.900	0.000	C	9.0	C	9.0
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.172	0.172	0.000	C	1.7	C	1.7
300	トルエン	1.151	1.151	0.000	C	10.5	D	1.1
333	ヒドラジン	0.801	0.801	0.000	A	801.0	B	80.1
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	288.791	0.000	0.652	B	0.0	A	0.0
438	メチルナフタレン	0.578	0.003	0.000	A	3.0	C	0.0
	総合計	2,001.540	3.137	5.910		1,083.430		115.621

1: 取引量は1t以上を記載(ダイオキシン類を除く) ただし、ベンゼン等の特定第1種指定化学物質は0.5t以上を記載
 2: 排出量=大気+公共用水域+土壌
 3: 移動量=廃棄物+公共下水道

(単位:t/年)

新城南工場				安全性影響度評価 V-5				
政令番号	対象化学物質	取引量※1	排出量※2	移動量※3	有害性ランク(人)	換算排出量(人)	有害性ランク(生態系)	換算排出量(生態系)
86	クレソール	1.16	0.000	0.012	B	0.0	C	0.0
132	コバルト及びその化合物	2.95	0.000	0.088	A	0.0	記載なし	0.0
154	シクロヘキシルアミン	0.15	0.150	0.000	B	15.0	記載なし	0.0
155	N(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	11.89	0.000	0.119	D	0.0	B	0.0
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	7.45	0.000	0.059	D	0.0	B	0.0
205	1,3-ジフェニルグアニジン	40.11	0.000	0.137	A	0.0	C	0.0
230	N-(1,3-ジメチルピペリジン)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	58.37	0.000	1.880	D	0.0	B	0.0
258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	1.79	0.000	0.046	記載なし	0.0	記載なし	0.0
333	ヒドラジン	1.79	0.000	0.000	A	0.0	B	0.0
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	21.26	0.000	0.384	B	0.0	A	0.0
411	ホルムアルデヒド	16.38	0.000	0.000	A	0.0	C	0.0
438	メチルナフタレン	39.19	0.150	0.000	A	150.1	C	1.5
	総合計	202.48	0.300	2.725		165.110		1.501

1: 取引量は1t以上を記載(ダイオキシン類を除く) ただし、ベンゼン等の特定第1種指定化学物質は0.5t以上を記載
 2: 排出量=大気+公共用水域+土壌
 3: 移動量=廃棄物+公共下水道

騒音、振動、臭気について

騒音

新城工場 : 毎月1回、工場敷地境界線の21地点について、新城市との環境保全協定を超えないようにより厳しい自主規制値を設定し、測定をしています。

新城南工場 : 毎月1回工場敷地境界線の8地点について、新城市との環境保全協定を超えないようにより厳しい自主規制値を設定し、測定をしています。

臭気

新城工場・新城南工場 :

年1回工場敷地境界線の4地点について、新城市との環境保全協定を超えないようにより厳しい自主規制値を設定し、測定をしています。

安全健康な職場環境

以下のような取り組みを実施しています。

安全衛生への取り組み

従業員、協力社員の安全と健康の確保が企業活動の基盤であるとの認識の下に、安全、健康で快適な職場を実現するための手段として、JISHA(中央労働災害防止協会)方式適合OSHMS(労働安全衛生マネジメントシステム)の認証を取得しました。

このマネジメントシステムを適切に実施運用することにより、全員の協力もとで、5S活動を基本として、安全衛生活動を推進し継続的な改善を行い、安全、健康で快適な職場づくりを実現します。

- ・新城工場安全衛生委員会・南工場安全衛生委員会(各1回/月)
- ・協力業者環境安全分科会、地協第1・2分科会、安全担当者会議分科会(各分科会1回/月)

従業員の教育・訓練

従業員への安全教育に関しては、入社時の安全衛生教育に始まり、役付者による従業員への1対1教育、体感訓練、リスクアセスメント実践研修会、KY(危険予知)大会、安全マン認定育成訓練を中心に、決めごとを守ることの徹底と、個人の安全感性に迫る活動を展開しています。

- ・受入時安全衛生教育(随時入社時)、
- ・1対1教育(1回/3カ月・人)、
- ・リスクアセスメント実践研修会(2回/月)
- ・体感訓練(1回/半年・人)
- ・KY(危険予知)大会(1回/月)
- ・安全マン認定育成訓練(随時)

災害時の対応

災害時の対応は、防火・防災年間活動計画に沿って、定例的な防災避難訓練を実施しています。訓練時には、自衛消防組織本部を設置して、消火訓練や救出訓練を実施し総合的な対応が取れるよう訓練しています。



2011年7月には、新城工場を新城市防災協力事業所として登録しました。

これは、災害発生時に地域住民の方に人的・物的協力、避難所・施設の提供等を行うというものです。

- ・地震防災訓練（6回／年実施）
- ・油流出処置訓練（3回／年実施）
- ・救急技能認定取得（普通救命Ⅰ・消防署主催） 150人取得予定／2012年度

人権・労働慣行

人権に関する取り組み

横浜ゴムグループ社員「行動規範」を全従業員に配布し、啓発に取り組んでいます。

障がい者雇用の推進

2011年は計2人を採用し、2012年度は6人の採用を内定し、障がい者雇用の拡充に取り組んでいます。

取引先との信頼関係

取引先とのコミュニケーション

CSRガイドラインを下に、お取引先と公正公平な取引を行い、法令を遵守し信頼のあるパートナーシップを築くよう努めています。

ステークホルダーコミュニケーション

これまで寄せられた主な意見や苦情と対応内容

9月3日19時ごろ、新城工場正門前を車で走行されていた70歳前後の男性より、守衛所の照明がまぶしいとのこと意見を頂く。

対策：照明の向きの変更を実施

YOKOHAMA千年の杜プロジェクト

新城工場では、第3期新城工場植樹会を地域の区長さまや、小中学生の皆さまなどをお招きして、5月21日に開催。参加者363人で781本を植樹しました。



新城南工場では、第3期新城南工場植樹会を地域の区長さまや、小中学生の皆さまなどをお招きして、11月13日に開催。参加者528人で5,039本を植樹しました。



そのほか、地域の方々の要請で約14,000本の苗木の無償提供と106人が各地の植樹会場において植樹指導を実施しました。





地域とのコミュニケーション

工場周辺地区の区長工場見学・懇談会を6月30日に12人をお招きして開催しました。

工場周辺の美化活動として毎月1回工場周辺清掃活動を、延べ666人で実施しました。

また新城市主催のしんしるクリーンフェスタ(6月・10月)に350人が参加し、市民の皆さまと共に地域美化活動を行いました。



工場見学・説明会のご案内

工場見学や説明会は、随時受け付けています。

問い合わせ先：業務課

電話番号：0536-22-2251

FAX番号：0536-23-0353

アクセス：飯田線野田城駅から12分

